

注 意

- 1 この用紙は受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）に異動があり、その結果、児童手当等（児童手当、特例給付及び小学校修了前特例給付をいいます。）以下同様です。）の額が増額又は減額した場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入のうえ、提出してください。

なお、児童手当等の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
- 2 「住所」の欄は住民票上の住所を記入してください。
- 3 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は児童が受給者自身の子である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 4 「増額した理由」の欄は、「ア」から「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合には、その理由を具体的に記入してください。
- 5 「減額した理由」の欄は、「ア」から「キ」までのいずれか該当するものを○で囲み、「キ」を○で囲んだ場合には、その理由を具体的に記入してください。
- 6 「事由の発生した年月日」の欄は、「4」又は「5」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 7 この請求書には、児童手当等の額が増額する場合には、増額の原因となる児童について次の書類を添えて提出してください。
 - ① 児童が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童の属する世帯の全員の住民票の写し
 - ② 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ③ 児童が受給者自身の子でない場合で、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類